

とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領

(趣旨)

- 第1 鳥取県と県内市町村が共同して実施する「とっとりビジネス人材移住支援事業等（移住支援金支給事業、求人紹介サイト運営事業、地方就職学生支援事業、起業支援事業）」（以下「移住支援事業等」という。）に関して、移住支援金の対象者となる東京23区からの移住就職者及び起業者並びに地方就職支援金の対象となる者への支援について基本的な事項を定める。

(事業の実施)

- 第2 輝く鳥取創造総合戦略及び県内の市町村の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、鳥取県内における移住・定住の促進、中小企業等における人手不足の解消及び地域課題に対応した起業の促進に資するため、鳥取県と県内市町村が共同して、移住支援事業等を実施する。

(地域再生計画の作成等)

- 第3 移住支援事業等を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、鳥取県と県内市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、鳥取県が代表して行うものとする。

(移住支援事業等の概要)

- 第4 移住支援事業等の概要は、以下のとおりである。

1 移住支援金支給事業

鳥取県が行う2の求人紹介サイト運営事業又は4の起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業しようとする者が転居・就業又は起業・定着に至った場合に、鳥取県と居住地の市町村が共同して移住支援金を給付する。

2 求人紹介サイト運営事業

鳥取県が、都市部のビジネス人材（ビジネス経験や技能、専門性を有する人材）に対して訴求力の高いインターネットサイト（以下「求人紹介サイト」という。）を開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、当該求人紹介サイトにビジネス人材の求人情報の掲載を希望する県内中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告の求人紹介サイトへの掲載を行う。

3 地方就職学生支援事業

東京圏の大学又は大学院を卒業・修了して、鳥取県の企業に就業する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、鳥取県と居住地の市町村が共同して地方就職支援金を給付する。

4 起業支援事業

鳥取県は、社会的事業の起業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに開業資金の一部について補助を行う。

(移住支援金支給事業)

第5 移住支援金支給事業は、次のとおり実施する。

鳥取県は、事業の制度設計・全体管理、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担い、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策との調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

1 移住支援金の支給

市町村は、申請時において（１）に定める要件を満たす者のうち、（２）、（３）、（４）又は（５）の要件を満たす就職又は起業をした者の申請に基づき、（６）に定める方法により、２人以上の世帯の場合にあっては最大 100 万円、単身の場合にあっては最大 60 万円の移住支援金を支給する。なお、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき最大 100 万円を加算する。

（１）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 カ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）。
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職し、通勤した者については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 鳥取県内の市町村に転入したこと。
- b 新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定がされた後であって、この要領が施行された日以降に転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していたこと。
- c 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、この要領が施行された日以降に転入したこと。
- d 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

(エ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること
- c 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市町村が認める場合を除く。
- d その他鳥取県及び移住先の市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

①一般の場合

就業先が、鳥取県が移住支援金の対象として第6に定める求人紹介サイトに掲載している求人であって、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が鳥取県内に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト運営要領（以下、「運営要領」という。）」に定める移住支援金の対象法人に就業していること。

(ウ) 就業先の求人への応募日が、求人紹介サイトに当該就業先の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(エ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

②専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が鳥取県内に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3)テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する(原則として、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4)本事業における関係人口に関する要件

移住先の市町村において明確化した本事業に係る関係人口の定義に該当すること。

(5)起業に関する要件

第8に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6)申請・支給方法

(ア)申請

移住支援金の申請者は、申請書(様式1)、移住先の就業先の就業証明書(様式2)及び本人確認書類に加え、上記(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)、(4)又は(5)の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。

(イ)支給方法

市町村は、(ア)の申請が上記(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)、(4)又は(5)の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書(様式3)を交付し、移住支援金を支給するものとする。

2 移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして鳥取県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(ウ) (就業の場合のみ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 第8に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

3 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに鳥取県に共有することとする。また、鳥取県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

(求人紹介サイト運営事業)

第6 求人紹介サイト運営事業は、次のとおり実施する。

鳥取県は、戦略的な事業展開など攻めの経営や企業の成長拡大に向けて、専門的・技術的な知識、経験、資格等を有するビジネス人材を求める事業所の求人情報等を掲載する求人紹介サイトの開設及び運営を行う。

1 移住支援金の対象法人等の要件等

求人紹介サイトに掲載される求人であって、移住支援金の対象となる法人の要件、登録方法等については運営要領に定める。

2 市町村への情報共有

鳥取県は、求人紹介サイトの掲載事業者及び移住支援金の対象法人並びに掲載求人情報について、市町村に共有することとする。

(地方就職学生支援事業)

第7 地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

鳥取県は、事業の制度設計・全体管理、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担い、市町村は、申請受

付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。
地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

1 地方就職支援金の支給

市町村は、申請時において（１）及び（２）の要件を満たす者の申請に基づき、（３）に定める方法により、以下のとおり地方就職支援金を支給する。

なお、申請者の希望により①又は②のみの申請も可能とする。

①就職活動に関する経費（交通費）：往復交通費（１回分限り）の２分の１の金額（上限３万円）

②移住に係る経費（移転費）：移転に要した実費相当額（上限１０万８千円）

（１）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学又は大学院（以下、「大学等」という。）の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。
- b 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 鳥取県内の市町村に移住したこと。
- b 新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定がされた後であって、この要領が施行された日以降に申請したこと。
- c 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。
- d 移住先の市町村に、地方就職支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他鳥取県及び移住先の市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２）就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

（ア）就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が鳥取県内に所在する企業等に、１（１）（ア）の要件を満たす

大学等を卒業・修了してから１年以内に就職していること。

- b 勤務地が鳥取県内に所在すること。
- c 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。
- d 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- e 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- f 就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費については市町村の判断により対象とすることを可能とする。

（イ）就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。
- b 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。

（３）申請・支給方法

（ア）申請

地方就職支援金の申請者は、申請書（様式４）、就職先企業による証明書（様式５）、卒業・修了証明書、交通費の領収書、移転費の領収書及び本人確認書類に加え、上記（１）及び（２）の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。

（イ）支給方法

市町村は、（ア）の申請が上記（１）及び（２）の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式６）を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

２ 地方就職支援金の返還

市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして鳥取県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

（１）全額の返還

（ア）虚偽の申請等をした場合

（イ）就業開始日から１年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

（ただし、退職日から３カ月以内に上記１（２）の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）

（ウ）申請先市町村への転入日（住民票を異動せず転出していた者については、上記１（２）の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から３年未満で申請先市町村から転出した場合

（２）半額の返還

申請先市町村への転入日（住民票を異動せず転出していた者については、上記１（２）の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から３年以上５年以内に申請先市町村から転出した場合

３ 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに鳥取県に共有することとする。

（起業支援事業）

第８ 起業支援事業は、次のとおり実施する。

鳥取県は、鳥取県内において、地域資源活用、中山間地域振興等の分野で地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業する者に対し、起業に要する経費の一部を起業支援金として交付する。

１ 起業支援金の額 限度額 200 万円（対象経費の２分の１以内）

２ 対象事業の要件等

対象者、対象事業交付手続き等は「鳥取県地域課題解決型起業支援補助金交付要綱」等に定める。

（財源の負担割合）

第９ 財源の負担割合は、次のとおりとする。

１ 第５に定める移住支援金支給事業

移住支援金の地方負担については、鳥取県が２分の１、市町村が２分の１を負担することとし、鳥取県は、当該２分の１に相当する額に、移住支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

２ 第６に定める求人紹介サイト運営事業

事業費の地方負担については、鳥取県が負担する。

３ 第７に定める地方就職学生支援事業

地方就職支援金の地方負担については、鳥取県が２分の１、市町村が２分の１を負担することとし、鳥取県は、当該２分の１に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

４ 第８に定める起業支援事業

事業費の地方負担については、鳥取県が負担する。

(協力)

第 10 鳥取県と市町村は、移住支援事業等を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第 11 この要領及び要領に基づき鳥取県が別に定めるもののほか、移住支援事業等の実施に必要な事項は、鳥取県と県内市町村が協議して定める。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 8 月 5 日から実施する。
- 2 令和元年度に限り、第 5 の 1 (2) 中「求人紹介サイトに掲載している求人」とあるのは「求人紹介サイト（求人紹介サイト開設前にあっては、鳥取県立ハローワークホームページ内）に移住支援金対象として掲載している求人」、同（エ）中「求人紹介サイトに当該就業先の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「求人紹介サイト（求人紹介サイト開設前にあっては、鳥取県立ハローワークのホームページ）に当該就業先の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度に限り、第 5 の 1 (2) 中「求人紹介サイトに掲載している求人」とあるのは「求人紹介サイト（求人紹介サイト開設前にあっては、鳥取県立ハローワークホームページ内）に移住支援金対象として掲載している求人」、同（エ）中「求人紹介サイトに当該就業先の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「求人紹介サイト（求人紹介サイト開設前にあっては、鳥取県立ハローワークのホームページ）に当該就業先の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。